

令和5年3月29日

内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局

ギャンブル等依存症問題等の効果的な普及啓発の検討及び実施について

1 検討経緯

内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局（以下「事務局」という。）では、ギャンブル等依存症対策推進基本計画（令和4年3月25日変更）に基づき、ギャンブル等依存症問題等の普及啓発の効果的な方法等について、有識者等の意見を聴きつつ検討を実施した。

2 検討結果

事務局では、ギャンブル等依存症問題等の普及啓発について、有識者等からのご意見を踏まえ、今後、

- インターネット上における広報啓発の強化
 - 動画を掲載するなど、視覚に訴える工夫
- などに新たに取り組んでいくこととする。

令和5年度のギャンブル等依存症問題啓発週間における広報啓発の取組については、

- YouTubeなどのSNS上での動画広告による啓発
 - ギャンブル等依存症を克服された方の体験談動画の作成
 - ギャンブル等依存症を克服された方の体験談や体験談動画、相談先等を掲載したホームページの作成（体験談は検索機能を充実）
 - 通年で利用可能な啓発用ポスターの作成
 - 相談先等の情報が自治体により変更できる啓発用ポスターデータを作成し、自治体に配布
- などに新たに取り組む。

なお、有識者等から提起されたその他の課題についても、関係省庁や事業者等と連携して検討していくこととする。

3 有識者等からの主なご意見

事務局において実施した有識者等からのヒアリングにおいて出された主な意見は以下のとおりである。

(1) 効果的な広報啓発手法について

- 社会全体で当事者やご家族を支援するようなフレーズを使ってほしい
- 回復が可能であるというポジティブな広報をすべき
- 当事者のみならず家族にも訴求するものとしていくべき
- ギャンブル等依存症に対する認知度は以前よりは上がっているが、まだ十分ではないため、依存症への偏見をなくし正しい知識を普及する取り組みが引き続き必要
- 1度でもギャンブルで借金をすればギャンブル依存症を疑って相談に行くような社会的コンセンサスを醸成することが必要
- 病気であること、借金の肩代わりをしないこと、周囲がお金を貸さないことを広報すべき
- インターネットで情報検索する方が多いことからインターネット上で必要な情報が検索上位に来るような工夫が効果的
- 動画や SNS の活用が効果的
- 交通広告、ユーチューブ広告なども効果的
- 金融機関、アプリ事業者、携帯電話会社等と連携するのもよいのではないか
- 依存症のセルフチェックツールのようなものがあればよいのではないか
- 青少年の予防教育に力を入れてほしい
- 自助グループにつながりやすくするための周知も大事

(2) 当事務局の広報啓発について

(ギャンブル等依存症を克服された方やそのご家族等からの体験談について)

- 体験談の掲載は説得力があり良い取組。様々な体験談が数多くあった方がよい
- インターネット検索で見つけやすくするために、PDF 形式ではなく HTML 形式で掲載すべき

- インターネット検索で上位にくるような工夫をすべき
- 例えば、当事者・家族別やギャンブルの種類で検索できるように、検索機能を充実させるべき
- 当事者やご家族が自らの体験談を語っている動画を掲載するなど、視覚に訴える工夫をすべき
- 体験談を冊子にしてはどうか

(相談先について)

- どこに相談したらいいか、相談したらどうなるのかを分かりやすくすべき
- 家族だけでも相談できることを広報してほしい

(啓発用ポスターについて)

- 令和4年度に作成した広報啓発用ポスターのデザインやメッセージはよいと思う
- 年間を通じて使えるものにすべき
- 具体的な解決が期待できるメッセージを入れてはどうか
- 掲出先を広げるべき(子育て支援の窓口、身近な図書館、駅、市区町村、郵便局、保健所等)
- 相談先の情報が自治体によって変更できるものにしてはどうか

(その他)

- 各地域での相談先を記載した名刺大のカードを作成し、トイレ等に置いてもらってはどうか
- ユーチューバーや芸能人を起用してはどうか

(3) 関係事業者が行う広報啓発について

- オンラインでの利用が増えているため、公営事業者でもホームページ上に依存症についての注意喚起や公的な相談先を常時掲載するなどの対策を強化してほしい
- 公営競技投票券の受託販売事業者や金融機関は、ポイント還元や現金プレゼント等をうたい、若者をターゲットとしたCMを流しており問題である

(4) 関係省庁が行う広報啓発について

- 依存症対策全国センターのホームページは画像も多く見やすい。家族やご本人も一番アクセスしやすいページではないか

(5) その他

- 国では、地方自治体では難しい、公営競技等の所管省庁と連携した広報啓発を行ってほしい
- ネットで検索すると相談窓口が複数あり、どこに相談していいかわかりづらい。
- 政府が取り組むべき広報啓発はオンラインカジノに関する広報
- 青少年への配慮として、ギャンブル事業者によるCM放映の時間帯を、ある程度制限することも必要ではないか

【参考】

1 ヒアリングにご協力いただいた方・団体（計7団体7名ほかから聴取実施）

NPO 法人 ASK（アルコール薬物問題全国市民協会）代表 今成知美様
子供のギャンブル等依存症問題で悩まれたご経験を有するご家族1名
グレイス・ロード甲斐サポートセンター 統括センター長 池田文隆様
あさか司法書士事務所・あさかカウンセリング事務所 司法書士
安藤宣行様

NPO 法人全国ギャンブル依存症家族の会 理事 大澤妙子様ほか
公益社団法人ギャンブル等依存症を考える会 代表 田中紀子様ほか
横浜市心の健康相談センター 所長 白川教人様ほか

2 ヒアリングにご協力いただいた有識者等の聴取結果

ご協力いただいた有識者等からの聴取結果は別添1～7のとおり

効果的な普及啓発の検討について（有識者からのヒアリング結果）

第 1 ヒアリング日時、場所

令和 4 年 8 月 29 日 午後 4 時 50 分から午後 6 時 30 分まで
特定非営利活動法人 ASK 事務所へ訪問

第 2 有識者

特定非営利活動法人 ASK （アルコール薬物問題全国市民協会）
代表 今成 知美 様

第 3 ヒアリング内容

1 聴取先の取組概要及びアルコール依存症対策にかかる広報啓発について

特定非営利活動法人 ASK とは、任意団体として 1983 年に設立された「アルコール問題全国市民協会 (ASK)」の組織・活動を基盤とし、アルコール依存をはじめ薬物やギャンブル等依存など各種依存症の予防に関する事業を行う団体である。その活動は多岐に渡り、電話相談をはじめ、季刊誌やホームページ等の各種媒体での情報提供や講座開催をはじめとする啓発活動、主にアルコール関連分野について企業への申入れの実施、関係省庁への提言、飲酒に関する実態調査など様々な事業を展開している。

アルコール分野の広報啓発については、国ではなく、長いこと民間が担ってきた。アルコール健康障害対策基本法は 2013 年に成立、2014 年に施行され、同年、内閣府にアルコール健康障害対策推進室が設置されて、初めて啓発事業の予算がついた。アルコール関連問題啓発週間のポスターの制作・配布と、国や自治体主催の啓発フォーラムの開催である。2016 年に第 1 期アルコール健康障害対策基本計画が策定され、基本法制定当初の予定通り、同室は翌 2017 年 4 月に厚生労働省に移管になった。その一方で 2016 年、厚生労働省にアルコール・薬物・ギャンブルを含む依存症対策推進本部が設置。2017 年度に依存症対策推進室となり、そこで初めて総合的な依存症啓発事業に対して予算がついた。また 2018 年度からは「依存症民間団体支援事業」が開始され、全国規模の民間団体の事業に対して国から直接補助金が出るようになった。

ASK の代表的な広報啓発の例としては、イッキ飲み防止連絡協議会の事務局として、主に大学生を対象としたイッキ飲み・アルハラ防止キャンペーンの企

画運営を担うとともに、ポスターやチラシを作成し、全国全ての大学へ配布を行ってきた。

2 内閣官房など関係行政機関が行う広報啓発活動について

(1) 当事務局が行っている広報啓発について

(当事務局のホームページに関するご意見)

体験談の掲載は画期的であった。しかし、現在の掲載方法は PDF 形式で掲載しているだけであり、それでは十分にアピールできていないと感じる。PDF 形式ではインターネット検索にも引っかからないし、一般の方々はあまり内閣官房ホームページには行かないのではないかと。より良くするための方法としては、ホームページとは別に啓発サイトを作成する、厚生労働省の依存症啓発のホームページからリンクさせるなど、既存ページのコンテンツを充実させること等が挙げられる。体験談については PDF 形式ではなく HTML 形式で掲載する、年齢や性別などの属性分けをして分かりやすくする、イラストを入れる、体験談をまとめた冊子を作成してホームページ上で掲載するとともに関係機関へ配布すること等が挙げられる。

現在のところ、ギャンブル等依存に困る本人やご家族が一番アクセスしやすいのは依存症対策全国センターのホームページだと思う。

(ギャンブル等依存症啓発週間等に関するご意見)

現在、啓発週間に用いているポスターには期間の記載があり、啓発週間が終わると大半の掲示箇所から撤去されてしまう。それではもったいない、どうにか活用し続けられないかというのはアルコール依存の啓発週間用ポスターにおいても同様に悩みの種である。

アルコール関連問題啓発週間については、広報が始まって 2 年程は国税庁でも予算がつき、酒販売所（コンビニエンスストアを含む）に配布したが、特にコンビニは目について良かった。最近は薬局に貼っていただくこともある。予算の関係でいうと、個々の送付先に 1 枚ずつ送ろうとするとかなりお金がかかるようで、本部に送付してそれを各所に配っていただいたほうがコストは削減できる。

国が作成したポスターがあると関係事業者等にも貼っていただけると、それには意味があると思う。

ポスター以外に考えられる取組としては、ネットに広告バナーを出すことや、政府広報への掲載、若者が多く見るような SNS（Twitter、Instagram

等)での広報啓発を行うと良いのではないか。

(2) 当事務局以外の関係行政機関が行っている広報啓発について

若年者へ向けた広報啓発について、インターネットで手軽にギャンブル(特に公営競技)が出来る時代になったことに加え、大学生はクレジットカードも持てるようになるし、高校までと比べて自由に使えるお金がかなり増える。若者をターゲットとした様々なトラブルに巻き込まれる可能性があることを考えると、消費者教育も重要である。

3 関係事業者が行う広報啓発活動について

ASKは、酒類業界とは意見の対立はありながらも、長い経緯の中で話し合いをしながらイッキ飲み・アルハラ防止等のポスターの制作など広報啓発に関する企画を行ってきたが、ギャンブル産業においては、まだそこまでは難しいように思う。

4 その他

政府がまず取り組むべきは、オンラインカジノに関する広報である。スマホで簡単にできるため若者が取り込まれており、金額もあっという間に数千万円に到達できてしまう。スピード感をもって取り組むべきである。

以 上

効果的な普及啓発の検討について（有識者からのヒアリング結果）

第 1 ヒアリング日時、場所

令和 4 年 8 月 30 日 午前 9 時 30 分から 10 時 15 分まで
オンラインによる

第 2 有識者

子供のギャンブル等依存症で悩まれたご経験を有するご家族（母）
60 代女性

第 3 ヒアリング内容

1 ギャンブル等依存症対策の広報啓発のあり方について

(1) ギャンブル等依存症の方やそのご家族の経験について

息子は、浪人生の時（20 歳の頃）に、パチスロで友人から借金をするようになった。そのため私は、インターネットで「ギャンブル依存症」を検索し、ギャマノンや家族会につながる事ができた。息子は依存症であることを認めたらなかったが、私は医師等に相談し、「口出しはしないこと」、「借金の尻拭いはしないこと」、「本人の底付まで待つこと」などの対処方法を知ることができた。

その後、息子は大学 2 年生の時に、学生ローンによる借金が返せなくなり、底付となり、大学を中退し回復施設につながった。息子は発達障害があり、回復施設のミーティングになじめず 1 年半で施設を出たが、その後は仕事を見つけ自立して生活している。

また、依存症の本人は、どうしても依存症であることを認めたらないので、家族が早期に気づいてやり、早期に適切な治療を受けさせることが重要である。

(2) 効果的な広報啓発手法について

ギャンブル等依存症からの回復方法は、治療に限らず、人それぞれであるが、一般の方に広く知ってもらうためには「ギャンブル等依存症は病気である」と周知してもいいと思っている。また、本人は依存症であることを認めたらないため、早期発見の意味でも家族が早く相談につながるようにすることが大切である。

社会全体でギャンブル等依存症の方やご家族を支援しているようなフレーズを使ってほしい。依存症ではないかと家族が思っても、相談機関や自助グループにつながるまでのハードルは高い。依存症対策全国センターのホームページに載っている、「決断、そして回復までの道のりを、包括的に支援する社会へ」というフレーズが素晴らしいと思っている。

また、青少年への予防教育に力を入れてほしい。学校において、ギャンブル等依存症という病気があることを早期に伝えることで、10代後半からでも発症する可能性があることや「自分もそうかもしれない」と気づく人が増えるのではないかとと思う。

2 内閣官房など関係行政機関が行う広報啓発活動について

(1) 当事務局が行っている広報啓発について

ギャンブル等依存症からの体験談の掲載は、説得力があり、良い取組である。今後は、特にご家族の方が、インターネットの検索により容易に体験談を見つけやくなるような工夫をしてほしい。

啓発用ポスターは、興味がない限り見ない方が多いのではないかと。ギャンブル等依存症に関心がある人が、見つけやすいところに必要な情報があることが望ましいと思う。

また、相談機関への相談は、本人を連れて行かないとできないと思っている方もいるようだが、相談は家族だけでもできるという点を広く広報してほしい。

(2) 当事務局以外の関係行政機関が行っている広報啓発について

依存症対策全国センターのホームページは画像も多く見やすい。掲載されている体験談について、今はどこにあるか分かりにくいいため、見つけやすいところに置いていただきたい。

以 上

効果的な普及啓発の検討について（有識者からのヒアリング結果）

第1 ヒアリング日時、場所

令和4年9月13日午後2時00分から3時40分まで
オンラインによる

第2 有識者

一般社団法人グレイス・ロード
統括センター長 池田 文隆 様

第3 ヒアリング内容

1 聴取先の取組概要及びご自身の概要について

一般社団法人グレイス・ロードは山梨県を中心に活動している。前身である山梨ダルクでは、2014年頃からギャンブル等依存症の相談が増えてきたことから、ギャンブル等依存症当事者の回復施設として受け入れを開始し、2015年2月にギャンブル依存症専門の施設として独立した。当法人では、回復・就労支援・社会復帰支援、困っている方への相談支援、ギャンブル等依存症に関する普及啓発として講演会等を行っている。相談支援（電話・Web・メール）は365日24時間体制で行っており、昨年は年間で1,000件程度の対応実績であった。

自身もギャンブル依存症で家族に迷惑をかけた経験がある。当時は依存症であることを認められず、自分から病院や相談へ行くことができなかったが、母親がグレイス・ロードを知り、両親の勧めで2015年4月に利用者として入所し回復支援プログラムを受けた。今は支援をする側に回り、当事者の支援を行っている。また、依存症対策全国センターが開催している「依存症治療指導者養成研修」でも講師を行った経験がある。

2 ギャンブル等依存症対策の広報啓発のあり方について

相談者の6、7割はご家族・両親や妻。本人は自分が依存症であることを最後まで認めたくない。多い例としては、借金が発覚し、家族が肩代わりをすることを何回か繰り返すので、これは何かがおかしいと思い、ネットで検索して「ギャンブル依存症」という言葉を知って相談されるケースである。借金のために会社の金を横領したり、窃盗・詐欺等に至るケースもある。借金と肩代わ

りを数回繰り返したり、犯罪で検挙され、ようやく相談や支援に繋がるケースがほとんどである。当法人へ2015年以降に入所した者を対象に、何回くらい借金を肩代わり（完済）してもらってから相談につながったかについて調査したところ、平均約3.5回であった。ご家族はギャンブル等依存症に関する知識が少なく、もし知っていたとしても「まさか自分の家族が」という意識があるため、まずは家族で解決を試みてしまう。また、日本ではまだまだ「恥の文化」が残っており、1回の借金で相談につながるというケースは少ない。

借金については、回復していく中で、自分で返済していくことが大事である。

相談先は、ご家族はインターネットで必死に調べて複数箇所に行っている印象を受ける。行政が開設している窓口は、最も信用度が高いので、相談する方が1番多いと思う。

どこに相談したらいいか分からないという声もよく聞く。なお、借金が相談のきっかけになることが多いが、弁護士よりも先に精神保健福祉センターに行くことが多い印象である。山梨県の場合は、当法人が弁護士会やロータリークラブ、民生委員等に講演等を行っているので、関係機関との連携が図られ、ギャンブル等依存症に関する認知度は他県より高いと考えている。

先の借金調査の約3.5回という数字は、ギャンブル等依存症対策基本法が施行された以降もそれほど変わらない。そもそも、ギャンブルが原因で借金をしたり、社会的な問題を起こす時点で依存症の疑いがあると考えている。家族が相談機関に早くつながるためには、1回でも借金があれば依存症を疑って相談に行くような社会的コンセンサスを醸成することが大切であり、そのための広報啓発を行う必要があるのではないかと。

効果的な訴求対象は、やはり、一番はじめに気づく家族ではないか。職場の上司・同僚が気付くケースもまれにあるが、解雇などにつながりやすいのが現状。うつ病等のように休職してしっかり治療できるような社会になってほしい。そのために産業医への啓発も必要だと思う。

依存症の認知度はアルコールが一番浸透しているように思う。ギャンブル等依存症の認知度は、言葉は聞いたことがあるが自分とは関係ない、本人の意思の問題と片付けられている印象がある。この点についても正しい知識の普及啓発が社会全体に必要である。

3 内閣官房など関係行政機関が行う広報啓発活動について

(1) 当事務局が行っている広報啓発について

国の機関が広報啓発したほうが、信頼度は間違いなく高い。山口県阿武町で起きた事件が多くメディアで報道された際、オンラインカジノへの関心が高まったが、これは一過性のものでしかない。社会的に信用される国や地方の行政機関がしっかりと広報啓発していただきたい。

本人やご家族はインターネットで相談窓口等を検索することが多いが、インターネットでの検索は、広告費用を多く出したところが優先的に表示される仕組みなので、依存症対策全国センターや国の機関を見つけられないことがある。そのため、インターネットでの検索でそれらの機関が上位に来るよう工夫することも必要ではないか。

当法人も新聞やテレビ等で取り上げられる時は相談が増えたりする。そのため、メディアでの露出は増やしていくべきである。その際に、単に「ご家族は当事者の借金を肩代わりしないように」と言うだけだと理解されにくい。ご家族としては、「借金を肩代わりしなかったらどうなるのか」ということが一番知りたいことである。家を取られるのかとか、怖い人が押しかけてくるとか。債務整理の仕組みも知らない方が多いので、結局は家族が肩代わりしてしまうことになる。「肩代わりを続けたことでよくないことがあった」、「肩代わりしないことで上手くいった」という体験者の意見を聞くことが大切だと思う。

(当事務局のホームページに関するご意見)

困っている人が一番知りたい情報は、「相談したらどうなるのか」であり、それが分かれば、相談してみようと思う人も増えるのではないか。「こういう場合はどこに相談したらいいか」ということがあればよいかもしれない。

相談先が多く並んでいるので、相談者の立場としては困惑する部分がある。困った人は困ったときにすぐ相談したいが、行政の相談窓口は月～金曜日の執務時間内となっているため、利用できない場合もある。一方、グレイス・ロードの相談窓口は24時間いつでも相談できるようにしている。現状では、夜間、休日の電話もあるので、行政機関も委託等で体制を整備されたらよいのではないか。

(当事務局の啓発用ポスターに関するご意見)

ポスターについては、啓発期間が終わっても貼っておけるよう、通年で使えるようなツールとした方がよいように思う。

4 関係事業者が行う広報啓発活動について

当法人への最近の相談としては、モーターボート競走とオンラインギャンブルに関するものが多い。モーターボート競走は特に伸びが大きく、イメージアップのための広報が功を奏しているのではないか。その分、売り上げは伸びているが、その反面、困っている人も増えている。広告のあり方について、国の方でも考えていただきたいと思っている。

5 その他

現状では、精神保健福祉センターのような社会資源に関しては、その対応で地域差が非常に大きいと感じている。例えば、精神保健福祉センターによっては借金の管理方法に関する指導要領が違う場合もあると聞いている。その場合、相談者が混乱することになると思うので、全国どの場所で相談しても同じような対応がなされるようになるのが望ましい。また、相談者を自助グループへつなぐ方法についても、精神保健福祉センターの職員が一度は同行するなどの工夫もしてほしい。

ギャンブル等依存症対策として、なぜギャンブルにのめり込んだのかという入口の問題を解決することが重要である。日本は、まだストレスや悩みを抱えたときに誰かに相談することのハードルが高い。ギャンブルにのめり込む背景には心の問題があるので、若い頃から、悩みを抱えたときに早めに誰かに相談できるような社会にしていくことが必要ではないか。

以 上

効果的な普及啓発の検討について（有識者からのヒアリング結果）

第 1 ヒアリング日時、場所

令和 4 年 9 月 14 日 午前 11 時 25 分から午後 0 時 30 分まで
オンラインによる

第 2 有識者

あさか司法事務所/あさかカウンセリング事務所
代表 安藤 宣行 様

第 3 ヒアリング内容

1 ご自身の専門分野について

司法書士として債務整理等の多重債務問題に関わる傍ら、司法書士事務所開業当初から、ギャンブルが原因で借金を抱える人が一定数いる中で、依存症をそのままにして借金問題のみを解決しても根本的な解決を図ることは出来ないと考えており、ギャンブル等依存症問題のカウンセリング事務所を併設してカウンセラーとしても相談業務に当たっている。

2 ギャンブル等依存症対策の広報啓発のあり方について

(1) ギャンブル等依存症の方やそのご家族の経験について

司法書士として事務所で扱う債務整理相談のうち、約 3 割がギャンブル等によるものである。初めから「ギャンブルが原因で」と打ち明けてくる相談者もいれば、話を進めていく中で発覚する方もいる。司法書士としてはご本人からの相談が多いが、カウンセリングとしてはご家族からの相談も多い。司法書士事務所やカウンセリング事務所来訪のきっかけは、ホームページを見てというより、紹介というスタイルが多い。

ギャンブル等依存で一番問題になってくるのが、お金（借金）である。特に家族による尻ぬぐいは、お金を支払うことが出来れば一時的にはお金の問題を解決することが出来てしまい、ギャンブル問題が家庭内の問題に隠れてしまうことから、依存症の治療やその先の支援にはつながりにくい。一方で、自助グループや医療機関等の活用のみをアピールしたところで、借金問題の解決を図ることは出来ない。自助グループや医療機関等の相談機関と、借金問題もきちんと解決できる旨の両方を周知、啓発していくことが大切である

と考える。また、非常に難しい話ではあるが、ギャンブル等依存症に対する社会の偏見をなくしていくことも大切である。

(2) 効果的な広報啓発手法について

「ギャンブル等依存症」の一般的な認知度は、「本人の自由なのでは?」、「ギャンブルはただの浪費」という社会の偏見や誤解が根強く残るものの、司法書士事務所を開業して以来の15年間で着実に上がっているように思う。債務整理に応じる中で、「もしかするとギャンブル等依存症の疑いがあるのでは」と問いかけた時の相談者の反応も変わってきている。

手法については、オンラインでギャンブルに参加することが当たり前になってきていることから、インターネットでの周知が効果的であると考え。対象については、やはりご本人へ向けた周知は必要不可欠である。文言や内容については、例えば「ギャンブルでの借金は生活崩壊の始まり」といったようなネガティブで警告的なものではなく、回復も可能であるという希望を見出せるようなポジティブなものの方が届きやすいと思う。相談先については、例えば、自助グループを周知するにあたって、大半の人は一度も自助グループに行ったことがなく、また、暗い印象を持っていると当然のことながら自ら進んで行きたいと思う人は少ない。しかし実際に自助グループに参加してみると、笑い声もあがるなど、穏やかな雰囲気で行く場合も多い。実態を具体的に周知することが必要だ。

3 内閣官房など関係行政機関が行う広報啓発活動について

(1) 当事務局が行っている広報啓発について

ホームページの体験談掲載ページについて、見せ方にもっと工夫があっても良いと感じた。例えば、各月1ページ目にある目録のページ番号をクリックして当該ページに移行できるようにする、各体験談に本文から引用したキャッチ（タイトル）をつける、余白に挿絵やイラストを入れて見やすくするなど挙げられる。

啓発用ポスターについては、具体的な解決が期待できる旨のメッセージを入れるのが良いと考える。啓発物の配布先については、依存症や多重債務関係の窓口のみならず、例えば子育て支援の相談窓口など、直接的には関係なくとも様々な機関へ配布することで、より一層相談者も増えるのではないかと。

(2) 当事務局以外の関係行政機関が行っている広報啓発について

厚生労働省の啓発物についてはよく目にする。ギャンブル等依存症に関する広報がさらに人目に触れるよう、より一層力を入れて周知、啓発にかかる取組を省庁問わず推進していく必要があると考える。

4 関係事業者が行う広報啓発活動について

近年、オンラインで手軽にギャンブルに参加可能となっていることから、関係事業者側においては、なかなか難しいとは承知しているものの、ギャンブル事業者のインターネットサイト上には依存症になる可能性があることの注意喚起や公的な相談先を常時全ページで掲載すべきであると考えている。

以 上

効果的な普及啓発の検討について（有識者からのヒアリング結果）

第1 ヒアリング日時、場所

令和4年10月13日午後2時00分から午後3時10分まで
オンラインによる

第2 有識者

NPO 法人全国ギャンブル依存症家族の会
理事 大澤 妙子 様 ほか

第3 ヒアリング内容

1 ご自身の専門分野について

NPO 法人全国ギャンブル依存症家族の会は、ギャンブル依存症の家族が抱える問題を広く知ってもらうことを目的として、啓発活動、情報提供などの活動をしており、ご自身は現在、同会の理事を務めている。

2 ギャンブル等依存症対策の広報啓発のあり方について

(1) ギャンブル等依存症の方やそのご家族の経験について

今から約14年前、長男が23歳の時、長男はギャンブルが原因で借金をするようになった。私は、借金返済のために地元の多重債務相談窓口にご相談したが、そこで、ギャマノン（ギャンブル等依存症の家族や友人がご自身の経験や感情を語り合い支えあう場のこと。匿名が原則。）のことで知り、ギャマノンに通うようになった。地元である群馬県には当時ギャマノンは1つしかなく、後に自身でギャマノンを立ち上げた。息子も約8年前、回復施設につながり、自立することができた。

その間、ギャンブル等依存症対策で活動している多くの方と知り合い、ギャンブル等依存症に関して、社会に対してしっかりと訴えていく必要性を感じ、今から約5年前、NPO 法人全国ギャンブル依存症家族の会の立ち上げに参加し、現在、その理事を務めている。

(2) 効果的な広報啓発手法について

ギャンブル等依存症は、ある程度の認知度はあると思うが、具体的にどのように対処したらいいのかわからない方が多いのではないかと。ご家族は、借

金問題に直面すると、目の前の借金返済のことで頭がいっぱいになり、依存症に関して相談機関へすぐに相談しようとする人は少ない。ご家族は、借金返済を数回繰り返し、債務整理や破産手続きをするような段階になって初めて相談機関につながる方が多い。

ギャンブル等依存症に関して、一般の方に知っていただきたいのは、①ギャンブル等依存症は病気であり、早期に相談窓口相談してほしいということ、②ご家族はご本人の借金を肩代わりしてはいけないこと、③また、周囲の方もギャンブルで安易にお金を貸したりしてはいけないことの3点。

私どもに相談に来る方は10代から70代まで幅広いため、広報啓発に当たっては、幅広い年齢層の一般の方に、影響力のあるメディア（SNS、新聞、テレビ等）を使って、今より多くの広報啓発をお願いしたい。

現在、ギャンブル等依存症に関する相談は、いろいろな機関で行われているが、私ども全国ギャンブル依存症家族の会は、実際に家族がギャンブル等依存症になり、苦しんだ経験を有する者ばかりであり、相手に寄り添った伴走型の支援を行っているので、ギャンブル等依存症でお困りの方は、是非とも私どもの相談窓口を利用してほしい。また、内閣官房でも、ホームページに私どもの相談窓口を分かりやすいようにリンク付するなど、私どもの活動を積極的に広報してほしいと考えている。

また、ギャンブルを行っている事業者は、売り上げの一部をギャンブル等依存症対策に使うことを義務づけるなど、依存症対策に多くの予算が付くような法整備をしてほしいと思っている。

3 内閣官房など関係行政機関が行う広報啓発活動について

(1) 当事務局が行っている広報啓発について

広報啓発は、毎年5月のギャンブル等依存症問題啓発週間にとどまらず、年間を通じて行ってほしい。内閣官房のホームページには体験談が掲載されているが、文章だけではリアル感が伝わらないので、例えば、ギャンブル等依存症を経験したご家族が、自らの体験談を語っている動画を一緒に掲載するなど、視覚に訴える工夫をしてはどうか。動画で伝えることは、ギャンブル依存症の当事者や家族についてのイメージが変わるきっかけにもなると思う。

また、ポスターについても、現在は精神保健福祉センターが配布場所の中心となっているが、ほかにも配布場所を広げる工夫をしてみてもどうか。

(2) 当事務局以外の関係行政機関が行っている広報啓発について

都道府県でも、例えば精神保健福祉センターがギャンブル等依存症対策の広報啓発を行う際には、是非とも、私ども家族会と連携を図ってほしい。

4 関係事業者が行う広報啓発活動について

現在、公営競技をはじめとして、インターネットによるギャンブルの利用が増加しているが、投票券の販売受託事業者や口座開設のための金融機関では、利用者に対してポイント還元や現金プレゼント等の特典を設けてキャンペーンを行うなどの、特に若者をターゲットとしたCMが行われている。本年3月、公営競技事業者による広告宣伝指針が策定された。この中で、広告については過度に射幸心をあおらない内容となるよう留意することが定められたが、こうしたCMは広告指針の内容にも抵触するのではないか。

また、インターネットによるギャンブルは、従来のような競技業に足を運んで参加するものとは違い、短期間で多額の借金を作ってしまう危険性があるため、しっかりとした対策を検討してほしいと考えている。

以 上

効果的な普及啓発の検討について（有識者からのヒアリング結果）

第 1 ヒアリング日時、場所

令和 4 年 10 月 18 日午後 4 時 00 分から午後 5 時 15 分まで
公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会事務所へ訪問

第 2 有識者

公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会
代表 田中 紀子 様 ほか

第 3 ヒアリング内容

1 ご自身の専門分野について

ご自身が代表を務める公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会は、ギャンブル依存症に対する啓発活動、情報提供、予防教育を目的に 2014 年に設立された。

2 ギャンブル等依存症対策の広報啓発のあり方について

(1) ギャンブル等依存症の方やそのご家族の経験について

祖父、父がギャンブル等依存症の家庭で育った。18 年前、夫がクリニックを受診したところ、ギャンブル等依存症の診断を受け、自助グループに通うことを勧められた。また、自身もギャンブル等依存症であることに気づき、4 年間自助グループで回復に努めた。自助グループでは、自身の回復のほか、周囲の方への支援も行うようになった。当時、ギャンブル等依存症には、アルコール依存や薬物依存とは違い、いわゆる 1 2 ステップグループ（GA やギャマノン）以外のグループはなかったが、日本にカジノを作る計画が報道されるようになると、ギャンブル等依存症に注目が集まるようになった。GA やギャマノンは外部への意見を持たないことになっており、ギャンブル等依存症で苦しむ我々の意見や要望を外部にしっかりと発信する必要性を感じ、2014 年、仲間とともにギャンブル依存症問題を考える会を立ち上げた。

18 年前、自身はインターネット検索によりギャンブル等依存症のことを知ったが、現在でも、インターネットを用いて、「ぱちんこ、競馬、競輪」などのギャンブル種や「借金」などのキーワードで検索する方が多いと思う。そのようなキーワードで検索した場合に、適切な相談機関や正しい情報を

入手できるようになればよいと思う。

(2) 効果的な広報啓発手法について

ギャンブル等依存症の一般的な認知度はまだまだ低い。ギャンブルで借金をしても、すぐに相談機関につながる方は少なく、ご家族が3回くらい借金を肩代わりしたり、本人が犯罪などを起こすようになって初めて相談機関につながるケースが多い。ギャンブル等依存症の方は、通常はまじめに働いている方が多いため、ご家族も本人がギャンブル等依存症だとは気づかないことが多い。

そのため、広報啓発に当たっては、「1回でもギャンブルで借金をした人は相談機関に相談すること」や、「ご家族は借金の肩代わりをせず、その前に相談機関に相談すること」をしっかりと広報してもらいたい。

相談者の中には、銀行のATMに置いてあったチラシを見て相談機関につながった方もいる。ギャンブル等依存症は借金と強く結びついているため、広報啓発では、金融機関に協力していただいたり、ギャンブル等依存症と関連が深い、アプリ事業者、携帯電話会社等と連携するのもよいのではないかと。

内閣官房では、広報啓発に関する予算を多く獲得し、より多くの広報啓発をしてほしい。また、関係省庁や都道府県の担当部局は、我々のような民間の支援団体が行う広報啓発活動が継続的に行えるよう、補助金を付けてほしい。

3 内閣官房など関係行政機関が行う広報啓発活動について

(1) 当事務局が行っている広報啓発について

都道府県の中には、内閣官房が作成した啓発用ポスターを貼ることがギャンブル等依存問題啓発週間の中心的な取組となってしまうところがある。内閣官房がポスターを作成することに反対はしないが、時代にあったものにしていく必要がある。いくつかの自治体でも前例があるようだが、ギャンブル等依存症に関する各地域での相談先等を記載した名刺大のカードを作成し、一般の方が目にするトイレ等に置くこともいいかもしれない。

ポスターの掲示場所については、都道府県任せにせず、どこに貼るかを内閣官房で指示してほしい。現在は、精神保健福祉センターが主となっているところも多いようだが、精神保健福祉センターは一般の方にとって必ずし

も身近な場所ではないので、もっと多くの人にとって身近な、図書館（お金がなく図書館で情報を入手する方がいる。）、駅、市・区役所、郵便局、保健所（母子保健などで訪れる方も多）等に貼ってはどうか。

広報する際には、当事者や若者に影響力のある、ユーチューバーや芸能人を起用し、マスコミが関心をもって取り上げるような工夫をしてほしい。

内閣官房のホームページの体験談掲載箇所には、「2 相談先」として相談窓口が多数掲載されているが、「考える会」の相談窓口については「民間団体」をクリックしないとたどりつかないので、「2 相談先」のページに直接リンク付してほしい。また、体験談は、検索し易いように工夫するとともに、冊子にしていろいろな所に配布したらどうか。ギャンブル等依存症の体験は人それぞれなので、「代表例」のようなものを抽出して掲載するよりは、様々な体験が数多くあった方がいい。私自身も、ギャンブル等依存症で悩んだ当時、多くの体験談を読んだ記憶がある。

4 関係事業者が行う広報啓発活動について

関係事業者の広告は年々ひどくなっている。ノーリスクハイリターンをうたったり、ポイント還元等により顧客を勧誘している。こうした広告については、本当に事業者の自主規制に沿った内容となっているのか疑問である。

以上

効果的な普及啓発の検討について（有識者からのヒアリング結果）

第1 ヒアリング日時、場所

令和4年10月20日午後14時30分から15時30分まで
オンラインによる

第2 有識者

横浜市こころの健康相談センター
センター長 白川 教人 様 ほか

第3 ヒアリング内容

1 ギャンブル等依存症対策の広報啓発のあり方について

(1) ギャンブル等依存症の方やそのご家族の経験について

横浜市の相談には、ギャンブルで金銭的な問題を抱えた人が主につながっており、半数がインターネットで調べた人、2割が市の広報ちらし、あとは区役所等のパンフレットからである。相談者はインターネット等で基本的な情報を入手しているので「依存症」という言葉は理解されている方が多い。

ギャンブル等依存症の相談者は20代から40代の若い人が多い。お金の問題は表面化するのが早いので、他の依存症よりも早く相談につながっている印象である。年代が上がると、長期間相談を継続されている方もいるようである。

(2) 効果的な広報啓発手法について

当事者やご家族の方が相談機関に早くつながる方法として、交通広告など、誰もが視認する可能性がある媒体を利用することが有効ではないか。

ギャンブル等依存症は、インターネットやゲームの普及とともに認知度は上がっている印象を受ける。当センターでも、相談件数としてはアルコールの次にギャンブルが多い。

広報の手法として、依存症のセルフチェックのようなものがあれば、一般の方の関心を引くのではないか。

国では、公営競技等の所管省庁と連携した広報啓発を行っていただきたいと考えている。この分野は、地方公共団体では取り組みが難しい。

また、若年層への啓発は重要である。若い相談者が多く、予防啓発としてYouTube広告等の活用も有効ではないか。

家族等を対象とした広報も重要である。横浜市では毎年約 900 箇所、約 7,000 部のリーフレットや名刺大のカードなどを配布している。配布物は配布しやすさを考えて、A4サイズかA3サイズ二つ折りがよいと考えている。場所によってはカードとともにカード用のスタンドも併せて送っている。住民票の窓口など、ちょっとした待ち時間をとる場所に置くことも効果的ではないか。

2 内閣官房など関係行政機関が行う広報啓発活動について

(1) 当事務局が行っている広報啓発について

ギャンブル依存症については、一般的に暗いイメージを持つ方が多いが、今年度のギャンブル等依存症問題啓発週間のポスターは、明るいデザインであり、良い印象を受ける。記載されているメッセージも適当な分量ではないか。今後、さらに活用していただくために、ポスターのデータをパワーポイント形式で自治体に配布し、相談機関等の記載部分を自治体ごとに変更できるようにするなどの工夫をしてはどうか。

事務局のホームページに掲載されている体験談については、本人か家族か、年代、性別、ギャンブル種等で選択できるようにしたらよいのではないか。横浜市では、「WAI-Y」というご本人向け依存症回復プログラムを行っており、同プログラムは依存症の種別を問わず行っているが、やはり、参加される方が一番共感するのは自分と近い経験された方の話であり、その意味で体験談は貴重であると考えている。

公営競技におけるインターネット投票に係る広報啓発も進めてほしい。広報の内容としては、「借金をしてまで賭けていませんか」といったことを広報したらよいのではないか。

また、オンラインカジノが違法であることをもっと広報してほしい。

3 関係事業者が行う広報啓発活動について

ギャンブルのリスクについてはしっかりと伝えていく必要がある。関係事業者でも、「借金をしてまで賭けていませんか」ということを広報してほしい。また、セルフチェックツールのように、自身で依存症かどうか容易に診断ができるような手法を使用した広報も広めてほしい。

TVを見ていると、競馬や宝くじのCMが連続して放送されることがある。青少年への配慮として、ギャンブル事業者のCM放送の時間帯をある程度制限することも必要ではないか。

以上